資料４

海洋基本計画作成の方向性について（案）

１　計画期間について

海洋基本計画は、海洋基本法に定める基本理念を踏まえ、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、情勢変化及び施策評価を踏まえ、おおむね５年ごとに見直されるもの。

計画自体の期間については、法律上特段の定めは無いが、「新たな海洋立国の実現」に向け、まずは、産・学・官の態勢の再構築が急務であることを踏まえれば、10 年以上の長期的計画とするよりも、５年程度の中期的計画とすべきではないか。

２　基本的な方針について

5 年後を見通した海洋に関する施策についての基本的な方針を定めるに際しては、海洋の国民的、全人類的意義、海洋に関する昨今の情勢等を踏まえ、例えば、

「海洋における全人類的課題への先導的挑戦」
「豊かな海洋資源や海洋空間の持続的利活用に向けた礎づくり」
「安心・安全な国民生活の実現に向けた海洋分野での貢献」

など、本基本計画における総合的な海洋政策のテーマを設定すべきではないか。

その上で、基本法に掲げる６つの基本理念、
①　海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和
②　海洋の安全の確保
③　海洋に関する科学的知見の充実
④　海洋産業の健全な発展
⑤　海洋の総合的管理
⑥　海洋に関する国際的協調
に沿って、施策展開の基本的な方針を定めるべきではないか。その場合、それぞれ以下の考え方を重視すべきではないか。

（１）海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和

・　海洋の開発・利用・保全に関する施策の展開は、海域ごとに、その社会的経済的意義、現状での利用の程度、海洋環境保全上の重要性等を踏まえつつ推進すべきではないか。具体的には、①沿岸域は、多種多様な海洋生物が生息し、また重要な水産資源の生育場ともなっているが、一方で、当該水域では既に相当程度海洋空間や海洋資源の利活用が進んでおり、環境汚染や生態系破壊が懸念される状況にあることから、今後の利活用に際しては、環境負荷の低減や生態系の保全・再生を一層重

視した施策展開を図るべきではないか。②沖合域、特に、我が国の排他的経済水域及び大陸棚は、世界有数の広大な海域であり、海底鉱物資源等の今後の利活用が期待できることから、当該海域ではこれら資源の持続的・安定的な開発・利用を重視した施策展開を図るべきではないか。また、その前提として、我が国の大陸棚の限界を画定するための調査や我が国の排他的経済水域等のうち、調査データの不足している海域についての調査を計画的に進める必要があるのではないか。

・　深海底の未開発エネルギー資源等は、世界の需給が逼迫していくことが見込まれる将来においては、経済価値が高まると見込まれるものの、多くのコストと高度な技術の開発とが必要であり、当面民間による先導的な開発が行われる状況にはないのではないか。このため、長期的な調査・開発スケジュールや政府の役割等を明らかにする必要があるのではないか。

（２）海洋の安全の確保

・　海に囲まれた我が国にとって、経済の発展及び生活の安定に必要なエネルギー資源、食料等の輸出入のほとんどを海上輸送に依存していること、また、我が国が長い海岸と点在する島嶼及び排他的経済水域を含む広大な管轄海域を有していることから、海洋の安全の確保は、海洋を利用する者のみならず広く国民生活全体にとって重要課題である。しかしながら、我が国周辺海域においては、重大海難事故の発生、密輸・密入国、工作船の侵入等、海上輸送の安全確保の問題や我が国の海洋権益に重大な影響を及ぼしかねない事態が発生しており、これら問題への適切な対処が必要であるとの観点から、海洋の安全確保に向けた法制度を含む体制の一層の強化に努めるべきではないか。

・　我が国の地形的、産業的特性から、国民の多くは沿海部に生活の基盤を有しており、海岸保全、津波・高潮対策、海底地震観測網の整備等国民の生命・財産を守る観点からの海洋施策についても積極的に取り組むべきではないか。

（３）海洋に関する科学的知見の充実

・　海洋の開発、利用、海洋環境の保全、地球環境問題への対応等を適切に行うために、国、都道府県等において、各種の海洋調査が実施されている。これらの調査は、その目的が、水産資源調査、海底資源調査、地球温暖化対策、海洋の生物多様性の保全、海底地殻構造調査等多岐にわたり、調査目的に適した調査方法がそれぞれ異なること、海洋は極めて広大であること等を踏まえれば、調査結果の施策への早急な活用が必要な行政分野におけるこうした調査推進方法は当面妥当と言えるのではないか。その上で、調査実施機関の一層の連携・協力の下、調査の効率化・データの共有化を更に推進しつつ、海洋施策の的確な遂行に必要な海洋調査体制を整備し、海洋調査の更なる充実を図るべきではないか。

・　海洋については科学的に解明されていない分野が多いことにかんがみ、人類の英知を創出し世界に貢献する観点から、新たな原理・現象の発見や解明を目指す国、

大学等における海洋に関する基礎的基盤的な科学的知見の充実が不可欠であり、今後とも研究体制の充実・強化が必要である。その際、調査研究の成果を社会的価値、経済的価値へ積極的に還元することが重要であることから、調査研究の成果は幅広く活用されるようデータの共有化等を推進すべきではないか。

（４）海洋産業の健全な発展

・　伝統的な海洋産業である海運業及び水産業の状況をみると、海運業においては、日本籍船の減少及び日本人船員の減少等が続いており、水産業においては、特に漁船漁業における許可隻数の減少及び船齢の高齢化が深刻な問題となっている。これらは、海洋の持続的な開発・利用にとって憂慮すべき状況であり、今後とも海洋の開発・利用の中核となるべきこれらの産業の体質改善を早急に図るべきではないか。また、我が国の海洋産業の更なる技術力向上を推進し、国際市場における我が国製品の優位性の向上を図ること等により、国際競争力を強化すべきではないか。

・　我が国の有する海洋関連技術、豊富な海洋資源、海洋空間等を活かした新産業の創出にも積極的に取り組むべきではないか。その際、様々な産業における海洋利用の一層の促進が肝要であるため、技術開発の更なる推進に加え、海洋関連技術や海洋情報の活用の利便性向上を図り、産・学・官連携によるイノベーションシステムを構築し、的確な目標の設定、調査・研究・開発から実用に至る合理的な計画づくり等に努めるべきではないか。

（５）海洋の総合的管理

・　総合的な海洋施策の的確な立案・実行のためには、その基礎となる海洋に関する諸情報の蓄積が不可欠であるので、こうした視点から海洋に関する諸情報を収集・整備・管理する体制を早急に構築すべきではないか。

・　海洋の利用実態を見ると、複数の利用者が同一の海洋空間を立体的、時間的に住み分けながら利用しあうことが一般的である。これら利用者相互の調整は、法令によるほか、当事者間の話し合いにより行われている。海洋の総合的管理の円滑な遂行のためには、こうした実態を十分踏まえるとともに、必要に応じ、関係者の円滑な調整のための環境整備を行うべきではないか。

・　沿岸域の総合的管理については、陸域からの影響を考慮する必要があるが、その際特に、水を介した土砂、栄養塩等の移動・循環に着目し、それらの影響緩和や利活用を図るための施策を講じるべきではないか。

（６）海洋に関する国際的協調

・　貿易立国であり、水産物の消費大国でもある我が国としては、海上輸送ルートやマグロ類等の重要水産資源の生息域としての重要性にかんがみ、我が国周辺水域のみならず広く全世界の海洋について、海上交通の自由と安全の確保、海洋水産資源の持続的利用の実現等国際的な秩序の形成及び発展のため、先導的役割を担うべき

ではないか。

・　海洋は地球表面の 7 割を占めており、地球環境に対する海洋の役割は大きいことから、地球温暖化問題の解決に向けた海洋観測、物質循環メカニズムに関する調査研究等海洋における地球環境問題への貢献に資する国際的活動についても、先導的役割を担うべきではないか。

３　その他

・　海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策については、上記 2 の基本的な方針についての考え方に基づき、基本法に定める 12 項目の基本的施策ごとに、概ね 5 ヶ年程度の間に実施すべき主要施策を取りまとめることとしてはどうか。

（12 の基本的施策）

①　海洋資源の開発及び利用の推進
②　海洋環境の保全等
③　排他的経済水域等の開発等の推進
④　海上輸送の確保
⑤　海洋の安全の確保
⑥　海洋調査の推進
⑦　海洋科学技術に関する研究開発の推進等
⑧　海洋産業の振興及び国際競争力の強化
⑨　沿岸域の総合的管理
⑩　離島の保全等
⑪　国際的な連携の確保及び国際協力の推進
⑫　海洋に関する国民の理解の増進

・　その他海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項として、

①　海洋施策の進行管理
②　施策の評価
③　関係者相互の連携・協力
④　積極的な情報公開
⑤　海の日の行事の推進
⑥　財政措置の効率的かつ重点的な運用

等について記述することとしてはどうか。

・　以上を踏まえ、海洋基本計画の全体構成（目次）は、別紙のとおりとしてはどうか。

資料４

（別紙）

海洋基本計画の構成（目次）（案）

まえがき

（記述のポイント）
基本計画の性格、計画期間（平成 20 年度から 5 ヵ年）等について記述。

第１　海洋に関する施策についての基本的な方針
１　海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和
２　海洋の安全の確保
３　海洋に関する科学的知見の充実
４　海洋産業の健全な発展
５　海洋の総合的管理
６　海洋に関する国際的協調

（記述のポイント）
我が国にとっての海洋の重要性、海洋をめぐる現状と課題等を記述の上、本計画のテーマ及び計画期間中における基本法に掲げる 6 つの理念に沿った施策展開の基本的な方針について記述。

第２　海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
１　海洋資源の開発及び利用の推進
２　海洋環境の保全等
３　排他的経済水域等の開発等の推進
４　海上輸送の確保
５　海洋の安全の確保
６　海洋調査の推進
７　海洋科学技術に関する研究開発の推進等
８　海洋産業の振興及び国際競争力の強化
９　沿岸域の総合的管理
10　離島の保全等
11　国際的な連携の確保及び国際協力の推進
12　海洋に関する国民の理解の増進

（記述のポイント）
　基本法に掲げる 12 の基本的施策ごとに、計画期間中に実施すべき主要な施策について記述。

第３　海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

（記述のポイント）
・　施策の進行管理
・　施策の評価
・　関係者相互の連携・協力
・　積極的な情報公開
・　海の日の行事の推進
・　財政措置の効率的かつ重点的な運用
等について記述。